独立行政法人北方領土問題対策協会の平成16年度の業務実績に関する項目別評価表（案）

中期計画の各項目	評価項目 （16年度計画の各項目）	指標	評価基準または評価の観点 A	B	C	D	実績	自己評価	分科会評価 指標	項目	評価理由
1　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置										
一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成19年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成14年度）に対して、13%削減する。 業務経費については、毎年度、前年度比１%の経費の効率化を図る。	中期計画の削減目標を達成するため、連絡会議等を活用して効率化を推進する体制を充実するとともに、事務マニュアルの作成、電子媒体の活用による文書のペーパーレス化等を推進する。 さらに、業務における経費の効率化を図るため、各種支援事業における節約の呼びかけ、効果が著しく低下した行事等の見直し・廃止、新規事業をおこす際のスクラップ等を励行する。 また、組織の業務遂行能力の充実を図るため、職員を各種研修会へ積極的に派遣するなど職員の能力の向上を図る。	・効率化状況	・一般管理費の削減の方法が適切か。 ・業務経費の削減の方法が適切か。 ・職員の能力向上のための取組方法、内容が適切か。								
2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置										
(1) 国民世論の啓発に関する事項 ① 北方領土返還要求運動の推進 全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」との組織的、継続的な連携を確保するとともに、返還要求運動に取り組む民間団体と緊密な連絡を図り、これらの組織・団体が実施する各種大会、講演会、研修会、署名活動、啓発資料の配布等の事業を支援する。 これにより、中期目標期間中の各種大会等に対する支援について、毎年度100回以上の水準を保つとともに、定期的な見直しを行う。	(1) 国民世論の啓発に関する事項 ① 北方領土返還要求運動の推進 (ｱ) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）及び北連協加盟団体等が実施する次の事業に対する支援を行う。支援事業の合計は年間で100回以上の水準を保つこととする。 （ⅰ）北方領土返還要求全国大会 （開催日：２月７日「北方領土の日」 開催場所：東京） （ⅱ）県民会議が主催する県民大会、講演会、研修会等 （ⅲ）北連協及びその加盟団体等が開催する現地（根室市）集会、研修会等 （ⅳ）北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動 (ｲ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。 (ｳ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、効果的・効率的に事業の実施を図る。 (ｴ) 県民会議等事業の今年度の総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集す	・各種大会等に対する支援状況	〔各種大会等に対する支援回数〕 100回以上	90回以上100回未満	80回以上90回未満	80回未満					
			・支援事業に係る支援条件、審査状況、支援先ごとの支援額等が妥当か。								
			・支援の結果、国民世論の啓発の効果が十分得られたか。								
			・事業の総括・見直しのための協議が予定通り行われたか。協議の結果、適								

	る。 ○都道府県推進委員全国会議（東京／４月） ○都道府県民会議代表者全国会議 （宮城県／１１月） ○ブロック幹事県担当者会議（東京／３月） ○県民会議ブロック会議（６ブロック） ○北連協代表者会議		切な見直しが行われたか。					
	(ｵ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。 ○標語募集 ○啓発公告塔の維持管理 ○ポスターカレンダーの作成 ○啓発懸垂幕の掲出 ○パンフレット等の啓発用資料・資材の作成等		・目的に照らし、各種事業が予定どおり行われたか。国民の理解と認識を深める効果が十分得られたか。					
「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、意見箱を設置し、施設に対する要望等をきめ細かく把握する。	(ｶ) 根室地域の以下の啓発施設にある展示資料等を充実させるとともに、意見箱の意見の集約を行い来館者へのサービス向上に努める。 ○北方館（根室市） ○別海北方展望塔（別海町） ○羅臼国後展望塔（羅臼町）		・啓発施設の展示資料等が充実したものとなっているか。意見箱の意見集約の結果、来館者へのサービスが向上したか。					
② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ｱ) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に対する研修会を根室市において開催する。 その際、研修会の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。	② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ｱ) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等を返還要求運動原点の地・根室市に集め北方領土研修を通じて、本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を開催する。 ○北方領土問題青少年・教育指導者研修会 （対象：中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等／８月） ○北方領土ゼミナール （対象：大学生／９月）	・青少年や教育者に対する啓発の実施状況	・啓発の効果を上げるため、研修内容・方法が適切なものとなっているか。 〔研修参加者に対するアンケート調査の結果、有意義だったと答えた者の割合〕 80%以上 / ７０%以上 80%未満 / 60%以上 70%未満 / ６０%未満					
(ｲ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進する。	(ｲ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的として、県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進する。 本年度新たに10県の設立を目標とするとともに、既に設立された会議の活動を支援する。 (ｳ) 各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有を進める等のため「教育者会議全国連絡協議会（仮称）」の設置を検討する。	・「北方領土問題教育者会議」設立の進捗状況と活動状況	・「北方領土問題教育者会議」が予定どおり設立されたか。 ・文部科学省や外務省の関係機関との連携が図られているか。 ・同会議の活動が北方領土教育の充実・強化に寄与しているか。					
③ インターネット等を活用した情報の提供 従来からの刊行物、パンフレット等の媒体に加え、ホームページを通じて関連資料・データを幅広く提供し、国民への啓発を行う。 また、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データに関する所在情報を容易に得られるようホームページ	③ インターネット等を活用した情報の提供 (ｱ) 協会ホームページを通じて、北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、関係団体等が開設しているホームページへのリンクを充実させる。 (ｲ) 関係団体等が作成している啓発資料等のリスト化を図り、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・	・協会ホームページへのアクセス状況 ・協会ホームページ上による情報の提供状況	〔協会ホームページへの16年度アクセス数の対前年度比率〕 110以上 / 100以上 110未満 / 90以上 100未満 / 90未満 ・国民世論を啓発する上で、コンテンツの提供方法、内容が適切か。					

を整備する。 これにより、ホームページのアクセス件数を中期目標の期首年度に比べ期末年度には、20%以上の増加となるようにする。	データの所在情報を容易に得られるよう整備する。							
④ 北方四島との交流事業の実施 (ｱ) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問 北方四島交流の対象となる人々（元島民、返還運動関係者等）の北方四島訪問のため、各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を実施し、又は支援する。 その際、事業参加者に対してアンケート調査を実施し、80 %以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。	④ 北方四島との交流事業の実施 (ｱ) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問 北方四島訪問のため各種団体の推薦者からなる訪問団（青少年訪問を含む）を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を年間８回実施・支援する。	・訪問事業の実施状況	・訪問事業を予定どおり実施したか。					
			・事業の内容・方法が目的に応じた効果的なものとなっていたか。					
			〔事業参加者に対するアンケート調査の結果、有意義だったと答えた者の割合〕 80%以上 / 70%以上 80%未満 / 60%以上 70%未満 / 60%未満					
(ｲ) 北方四島在住ロシア人の受入 北方四島在住ロシア人の受入に当たり、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。	(ｲ) 北方四島在住ロシア人の受入 北方四島在住ロシア人の受入に当たっては、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。	・受入事業の実施状況	・受入事業を予定どおり実施したか。					
			・事業の内容・方法が目的に応じた効果的なものとなっていたか。					
(ｳ) 専門家の派遣・受入 専門家の交流事業を実施し、又は支援する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書を提出させて事業の展開に反映させる。	(ｳ) 専門家の派遣・受入 専門家派遣として、教育専門家（中学校社会科教諭）の訪問を実施する。また、日本語講師を３島（色丹、国後、択捉島）へ派遣する。 その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、80 %以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。 また、日本語講師派遣事業については、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業の展開に反映させる。	・専門家の派遣・受入事業の実施状況	・専門家の派遣・受入事業を予定どおり実施したか。					
			〔教育専門家訪問参加者に対するアンケート調査の結果、有意義だったと答えた者の割合〕 80%以上 / 70%以上 80%未満 / 60%以上 70%未満 / 60%未満					
			・事業の内容・方法が目的に応じた効果的なものとなっていたか。					
			・日本語の派遣講師の報告の結果が、今後の事業のより効果的な実施につながる内容のものだったか。					
	(ｴ) その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、17年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。	・協議の実施状況	・実施団体等による協議を予定どおり実施したか。					
			・協議の結果が、17年度事業のより効果的実施につながるような内容のものだったか。					
(2) 北方領土問題等に関する調査研究 北方領土問題に関連する諸分野に	(2) 北方領土問題等に関する調査研究 ① 研究会の開催	・研究会及び国際シンポジ	・研究会及び国際シンポジウムを予定どおり開催し、その成果をホームペー					

関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を開催し、北方領土問題に係る歴史的・政策的研究、現状分析、返還要求運動の進め方等について、外交交渉当事者等を交え意見交換を行うなど調査研究を進める。 　また、研究会が中心となり、内外の関連分野の研究者等を招致し、国際シンポジウム等を開催する。 　研究会及び国際シンポジウムにおける成果については、適宜取りまとめ、国民世論啓発等に役立てるとともに、年３回以上公表する。	北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を年間６回開催する。その成果を国民世論の啓発に役立てるため、年間３回以上ホームページにおいて公表する。 ② 国際シンポジウムの開催 　外国人の研究者等を日本に招聘し、国際シンポジウムを富山県、東京都の２カ所で開催するとともに、その成果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。	ウムの開催状況及び成果の公表状況	ジ上で公表したか。					
			・国民世論の啓発のため、成果の公表方法及び公表コンテンツの内容が適切か。					
(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項 ① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援 (ｱ) 元島民等により構成される団体が行う街頭署名活動等の返還要求運動を支援する。	(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項 ① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援 (ｱ) ２月北方領土返還運動強調月間の一環として、札幌の雪祭り会場等で元島民等により構成される団体が行う署名活動に対する支援を行う。 　県民会議等により全国で収集された署名簿の集計・管理業務に関し、同団体に対し支援を行う。 (ｲ) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。	・署名活動への支援状況	・署名活動への支援方法及び内容が適切か。					
			・署名簿の集計・管理業務に関する支援方法及び内容が適切か。					
		・研修・交流会の開催状況	・研修・交流会を予定どおり開催したか。					
			・研修・交流会の方法・内容が目的に応じた効果的なものか。					
(ｲ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。	(ｳ) 元島民等により構成される団体に委託して、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言を取りまとめた青少年向けの『若い世代に伝えたい－思い出のわが故郷－北方領土』（生活・行政編）を刊行する。	・資料の刊行状況	・資料が目的に応じた効果的な内容のものか。					
② 元島民等による自由訪問 　北方四島への自由訪問を元島民等により構成される団体に委託して実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。	② 元島民等による自由訪問 　元島民等による自由訪問を元島民等により構成された団体に委託し年間４回実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。 　その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。	・自由訪問事業の実施状況	・自由訪問事業を予定どおり実施したか。					
			・事業の方法・内容が目的に応じた効果的なものか。					
		・事前研修の実施状況	・事前研修の方法・内容が目的に応じた効果的なものか。					
			・報告内容が目的に応じた充実したものか。					
③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施 　元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、貸付業務が、元島民等のニーズに応じて、効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。	③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施	・元島民等への貸付の実施状況	・貸付額、利率、償還期限等の融資条件が、元島民等への援護措置という趣旨に照らして適切か。					
			・信用リスクの管理が的確に行われているか。援護措置という趣旨を踏まえた審査・採択の適格性が確保されてい					

(ｱ) 融資説明・相談会の充実強化 道東を中心に全道、全国に居住する対象者に対し、融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する地区10カ所で開催する。	(ｱ) 融資説明・相談会の充実強化 融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。 【開催場所】 根室市(2回)、浜中町、網走市、函館市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市		るか。					
			・融資資金の確実な回収のための取組方法が適切か。					
			・個々の融資先において、援護措置の趣旨に適った効果が出ているか。					
		・融資説明・相談会の実施状況	・融資説明・相談会が予定どおり行われたか。その方法・内容が目的に応じた効果的なものか。					
			・融資説明・相談会の結果を受け、元島民等のニーズ把握が十分行われたか。融資条件の改善等に取り組んでいるか。					
(ｲ) 関係金融機関との連携強化 融資制度に対する理解と協力を得られるよう、関係金融機関との連携を一層強化し、制度利用の円滑化を図る。	(ｲ) 関係金融機関との連携強化 融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図る。 ○漁業協同組合担当者会議（４月　札幌） ○関係機関実務担当者会議（４月　札幌）	・関係金融機関との連携状況	・元島民等への貸付の実施に当たり、関係金融機関と十分連携が図られているか。					
		・関係金融機関との連携強化に向けた取組状況	・関係金融機関との連携強化のための各種会議を予定どおり開催したか。方法・内容が目的に応じた効果的なものか。					
(ｳ) 生前承継の促進 平成８年に導入された融資資格の生前承継制度について、その内容、手続き等の周知徹底を図り、その利用を促進する。	(ｳ) 生前承継の促進 生前承継制度について周知徹底を図るため、協会の広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議、ホームページ等を活用し、本制度の利用を促す。 (I) 適切な融資業務の運営 元島民等の援護措置という貸付事業の趣旨を踏まえつつ、貸付、債権管理を適切に行う。	・生前承継の実績	・生前承継の実績が十分か。					
		・生前承継の利用促進のために行った措置の実施状況	・生前承継の利用促進のためにとった措置の方法及び内容が適切か。					
			・生前承継制度について、元島民等のより一層密度の濃い状況把握が行われているか。					
３．予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別　紙	３．予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別　紙	・予算の執行状況	・予算、収支計画及び資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。					
			・役員の報酬等や職員の給与水準が業務等に見合うものであるか。					
４．短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間５千万円とする。	４．短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を５千万円とする。	・短期借入金の発生状況	・短期借入金が発生しているか。発生している場合、その使途、金額、時期及び借入を行うに至る理由等が適正か。					
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	・短期借入金の発生状況	・短期借入金が発生しているか。発生している場合、その使途、金額、時期及び借入を行うに至る理由が適正か。					
５．重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に	５．重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を	・担保提供状況	・担保の差し入れ先及び提供方法が適切か。					

対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保に供するものとする。							
６．剰余金の使途 剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。	６．剰余金の使途 剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。	・剰余金の発生状況 ・剰余金の使途	・剰余金が発生しているか。発生している場合、その使途が適正か。					
７．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 該当なし	７．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 該当なし							
(2) 人事に関する計画 ① 方針 (ｱ) 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）な組織の構築 (ｲ) 協会の職員定員は、運営費交付金勘定分と補助金勘定分とから構成される特性を有することから、両勘定間の相互人事交流を行う必要がある。 このため効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員の能力、適性、経験・習熟度等を考慮して、人員を適正に配置する。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする。 (参考１) １）期首の常勤職員数　19人 【一般業務勘定7人、貸付業務勘定12人】 ２）期末の常勤職員数　19人 【一般業務勘定7人、貸付業務勘定12人】 (参考２)中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【一般業務勘定】504百万円 【貸付業務勘定】462百万円	(2) 人事に関する計画 ① 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）な組織を構築するための検討を行う。 ② 協会事業の効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員の能力、適性、経験、習熟度等を考慮して、適正に人員を配置する。	・組織体制の構築状況 ・常勤職員数の状況	・目的に照らし、組織構成の検討状況が適切か。 ・目的に照らし、適正な人員配置が行われているか。					